

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（抜粋）

（平成十年十二月二十八日厚生省令第九十九号）

（平成十六年九月十五日厚生労働省令第二百二十八号）

### 第八章 輸入届出

（届出動物等）

第二十八条 法第五十六条の二第一項の厚生労働省令で定める届出動物等は、別表第一の各項の第一欄に掲げる動物又は動物の死体とし、同条第一項に規定する当該届出動物等ごとに厚生労働省令で定める感染症は、同欄に掲げる動物又は動物の死体の区分に応じ、それぞれ当該各項の第二欄に定める感染症とする。

（輸入届出）

第二十九条 法第五十六条の二第一項の規定による届出動物等の輸入の届出は、当該届出動物等の到着後遅滞なく、別記様式第三による届出書二通を別表第二の上欄に掲げる当該届出動物等の到着地につきそれぞれ同表の下欄に定める検疫所（検疫所の支所を含む。以下同じ。）の長（厚生労働大臣が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めて同欄に定める検疫所と異なる検疫所を指定したときは、その検疫所の長）に提出して行うものとする。

2 法第五十六条の二の厚生労働省令で定める届出書の記載事項は、次のとおりとする。

一 用途

二 原産国

三 由来

四 輸出国及び積出地

五 搭載船舶名又は搭載航空機名

六 搭載年月日

七 到着年月日

八 到着地及び保管場所

九 荷送人及び荷受人の氏名及び住所（これらの者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。第三十一条第一項第五号において同じ。）

十 輸送中の事故の概要

十一 衛生証明書（法第五十六条の二第一項後段に規定する証明書をいう。以下同じ。）の発行番号

十二 衛生証明書の記載に係る動物の性別、年齢及び個体識別上の特徴

十三 輸入後の保管施設の名称及び所在地（個人に飼養される場合は、その飼養者の氏名及び住所又は居所）

十四 当該届出動物等の輸入に係る船荷証券又は航空運送状の番号

十五 その他厚生労働大臣が感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のため必要と認める事項

3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（三月以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。）であって厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 個人にあっては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律

第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

- 二 法人にあつては、法人登記簿の謄本、印鑑登録証明書その他当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類
- 三 当該届出動物等の輸入に係る船荷証券又は航空運送状の写し
- 四 検疫所の長が第五項の規定により提出を指示した書類
- 4 第一項の届出書には、届出者が署名又は記名押印しなければならない。
- 5 検疫所の長は、第一項の届出書及び第三項の添付書類に記載された事項が真正なものであることを確認する必要があると認めるときは、当該事項が真正なものであることを証明する書類の提示若しくは提出を指示し、又は届出者その他の関係者に質問することにより、その内容を確認するものとする。
- 6 検疫所の長は、法第五十六条の二第一項の規定による届出が法及びこの省令の規定に適合し、かつ、その内容が真正であるものと認めるときは、第一項の届出書に当該届出を受理した旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。
- 7 検疫所の長は、前項の規定に適合しないときは、届出者に対し、当該届出動物等をその定める方法により適正に処理するよう指示するものとする。この場合において、届出者は、自ら又は他人に委託して適正な処理を確保しなければならない。

(衛生証明書の記載事項)

第三十条 法第五十六条の二第一項の規定により衛生証明書に記載されなければならない事項のうち第二十八条に規定する感染症にかかっている旨又はかかっている疑いがない旨の記載は、別表第一の各項の第二欄に定める当該感染症ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に定める事項について確認が行われた旨を明示したものでなければならない。

2 前項の規定において、当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合、衛生証明書に虚偽記載又は変造がある場合その他感染症にかかっている旨又はかかっている疑いがない旨を証明することができないと厚生労働大臣が認める場合にあっては、当該確認が行われていないものとする。

第三十一条 法第五十六条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 輸出国の政府機関の名称及び所在地
  - 二 輸出国の政府機関の担当職員の官職及び氏名
  - 三 発行年月日
  - 四 発行番号
  - 五 荷送人及び荷受人の氏名及び住所
  - 六 輸入しようとする届出動物等の種類及び数量
  - 七 輸入しようとする届出動物等の積出地、搭載年月日及び搭載船舶名又は搭載航空機名
  - 八 齧歯目に属する動物又はその死体(別表第一の第一項の第一欄及び同表の第五項の第一欄に掲げるものに限る。)にあっては、その出生した施設及び保管施設の名称及び所在地
- 2 衛生証明書は、英語で記載がされ、輸出国の政府機関の押印又は浮出し及び前項第二号の担当職員の署名又は記名押印がされたものでなければならない。

様式〔略〕

別記様式第三の次に次の二表を加える。

別表第一(第二十八条及び第三十条関係)

第一欄(届出動物等)	第二欄(感染症)	第三欄(事項)
<p>一 齧歯目に属する動物 (法第五十四条に規定する指定動物(以下「指定動物」という。)を除く。)</p>	<p>ペスト、狂犬病、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病及びレプトスピラ症</p>	<p>一 輸出の際に、狂犬病の臨床症状を示していないこと。 二 過去十二月間に第二欄に定める感染症が発生していない保管施設(厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関の指定したものに限る。第五項第三欄において同じ。)において、出生以来保管されていたこと。</p>
<p>二 うさぎ目に属する動物 (家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十七条第一項に規定する指定検疫物(以下「指定検疫物」という。)を除く。第七項及び第八項において同じ。)</p>	<p>狂犬病</p>	<p>一 輸出の際に、狂犬病の臨床症状を示していないこと。 二 次のいずれかに該当すること。 イ 狂犬病の発生していない地域として厚生労働大臣の指定する地域(以下この号において「指定地域」という。)で、過去六月間又は出生若しくは捕獲以来保管されていたこと。 ロ 指定地域以外の地域で、過去十二月間狂犬病が発生していない保管施設において、過去十二月間又は出生以来保管されていたこと。 ハ 指定地域以外の地域で、検疫施設(輸出国の政府機関の監督を受けて、他の動物との直接又は間接の接触のない状態で隔離された動物群について、必要な期間の観察、検査及び処置を行う施設をいう。以下この表において同じ。)において、過去六月間又は出生以来係留されていたこと。 ニ 指定地域以外の地域から指定地域に輸入されたもので、当該輸入の際にロ又はハのいずれかに該当することが確認され、かつ、当該輸入以来指定地域で保管されていたこと。</p>
	<p>野兔病</p>	<p>一 輸出の際に、野兔病の臨床症状を示していないこと。 二 過去十二月間野兔病が発生していない保管施設において、過去十二月間又は出生以来保管されていたこと。 三 マダニの駆除を受けたこと。 四 検疫施設において、過去十五日間又は出生以来係留されていたこと。</p>

<p>三 哺乳類に属する動物 (指定動物、前二項の第一欄に掲げるもの、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第二条第一項各号に掲げるもの及び指定検疫物を除き、陸生のものに限る。)</p>	<p>狂犬病</p>	<p>前項の第二欄の狂犬病の区分に対応する第三欄に定める事項</p>
<p>四 鳥類に属する動物 (指定検疫物を除く。)</p>	<p>ウエストナイル熱及び高病原性鳥インフルエンザ</p>	<p>一 輸出の際に、ウエストナイル熱及び高病原性鳥インフルエンザの臨床症状を示していないこと。 二 出生以来飼養されていたものにあつては、日本国が加盟している国際機関が高病原性鳥インフルエンザの発生していないとする地域のうち厚生労働大臣が指定する地域(次号において「指定地域」という。)で、保管施設(蚊の侵入を防止するための措置が講じられているものに限る。)において、過去二十一日間又は出生以来保管されていたこと。 三 出生以来飼養されていたもの以外のものにあつては、指定地域で、検疫施設(蚊の侵入を防止するための措置が講じられているものに限る。)において、過去二十一日間又は出生以来係留されていたこと。</p>
<p>五 齧歯目に属する動物の死体(次項の第一欄に掲げるものを除く。第三欄において同じ。)</p>	<p>ペスト、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病及びレプトスピラ症</p>	<p>過去十二月間第二欄に定める感染症が発生していない保管施設において出生以来保管されていた齧歯目に属する動物の死体であること。</p>
<p>六 齧歯目に属する動物の死体であつて、ホルムアルデヒド溶液(濃度が三・五重量パーセント以上のものに限る。以下同じ。)又はエタノール溶液(濃度が七十重量パーセント以上のものに限る。以下同じ。)のいずれかの溶液中に密封されたもの</p>	<p>ペスト、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病及びレプトスピラ症</p>	<p>一 輸出の際に、ホルムアルデヒド溶液又はエタノール溶液のいずれかの溶液中に浸漬し、死体の中心まで当該溶液を浸透させたものであること。 二 輸出の際に、密封容器(日常の取扱い又は通常の保存状態において、気体又は微生物の侵入するおそれのない容器をいう。)に当該溶液及び死体が入れられたものであること。</p>

七 うさぎ目に属する動物の死体(次項の第一欄に掲げるものを除く。第三欄において同じ。)	野兔病	第二項の第二欄の野兔病の区分に対応する第三欄第二号から第四号までのいずれにも該当するうさぎ目に属する動物の死体であること。
八 うさぎ目に属する動物の死体であって、ホルムアルデヒド溶液又はエタノール溶液のいずれかの溶液中に密封されたもの	野兔病	第六項の第三欄に定める事項

別表第二(第二十九条関係)

届出動物等の到着地	検疫所の名称
北海道(新千歳空港を除く。)	小樽検疫所
北海道(新千歳空港に限る。)	小樽検疫所千歳空港検疫所支所
青森県 岩手県 宮城県(仙台空港を除く。) 秋田県 山形県 福島県	仙台検疫所
宮城県(仙台空港に限る。)	仙台検疫所仙台空港検疫所支所
千葉県(成田国際空港に限る。)	成田空港検疫所
茨城県 東京都(東京国際空港を除く。) 長野県	東京検疫所
千葉県(成田国際空港を除く。)	東京検疫所千葉検疫所支所
東京都(東京国際空港に限る。)	東京検疫所東京空港検疫所支所
神奈川県(川崎港に限る。)	東京検疫所川崎検疫所支所
神奈川県(川崎港を除く。)	横浜検疫所
新潟県 富山県 石川県	新潟検疫所
愛知県(名古屋空港を除く。)	名古屋検疫所
静岡県	名古屋検疫所清水検疫所支所
愛知県(名古屋空港に限る。)	名古屋検疫所名古屋空港検疫所支所
三重県 和歌山県(新宮港及び勝浦港に限る。)	名古屋検疫所四日市検疫所支所
福井県 京都府 大阪府(関西国際空港を除く。) 和歌山県(新宮港及び勝浦港を除く。)	大阪検疫所

大阪府(関西国際空港に限る。)	関西空港検疫所
兵庫県	神戸検疫所
鳥取県 島根県 岡山県 広島県(広島空港を除く。) 山口県(関門港を除く。) 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	広島検疫所
広島県(広島空港に限る。)	広島検疫所広島空港検疫所支所
福岡県(関門港、苅田港及び福岡空港を除く。) 佐賀県(伊万里港を除く。) 長崎県(佐世保港、松浦港、長崎港、三重式見港、松島港及び長崎空港を除く。) 熊本県(水俣港及び八代港を除く。) 大分県 宮崎県 鹿児島県(鹿児島港、川内港、枕崎港、喜入港、串木野港及び鹿児島空港を除く。)	福岡検疫所
山口県(関門港に限る。) 福岡県(関門港及び苅田港に限る。)	福岡検疫所門司検疫所支所
福岡県(福岡空港に限る。)	福岡検疫所福岡空港検疫所支所
佐賀県(伊万里港に限る。) 長崎県(佐世保港、松浦港、長崎港、三重式見港、松島港及び長崎空港に限る。)	福岡検疫所長崎検疫所支所
熊本県(水俣港及び八代港に限る。) 鹿児島県(鹿児島港、川内港、枕崎港、喜入港、串木野港及び鹿児島空港に限る。)	福岡検疫所鹿児島検疫所支所
沖縄県(那覇空港を除く。)	那覇検疫所
沖縄県(那覇空港に限る。)	那覇検疫所那覇空港検疫所支所

附則（平成一六年九月一五日厚生労働省令第一二八号）

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。